

中小企
業

PL保険制度

生産物賠償責任保険
(中小企業製造物責任制度対策協議会用)

商工3団体による中小企業会員のための全国制度

【中小企業のための専用商品設計による保険料】



請負業



飲食業



工事業



製造業



販売業

NEW!

平成25年7月から

『充実補償リコール特約』を新設しました。

- ・製品不具合によるリコール件数は増加しています。
- ・ひとつびリコールを実施すると、その費用は数千万円となる場合があります。
- ・経営悪化の可能性があります。

この機会にぜひともご加入をおすすめします!

中小企業製造物責任制度対策協議会

日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会

PL保険制度

生産物賠償責任保険

(中小企業製造物責任制度対策協議会用)

保険内容

**1 中小企業のための専用商品設計により
ご加入いただきやすい保険料を実現!!**

**2 全国で約6万件の引受実績!!
制度発足以来、14,000件を
超える支払い実績!!**

**3 製造業だけではなく、販売業、飲食店、
工事業、請負業等幅広い業種が加入対象!!**

被保険者(補償を受けることが出来る方)が生産・販売し、かつ、被保険者の占有を離れた財物^{*1}(生産物)や、被保険者が行った仕事^{*1}の結果が原因で日本国内で発生した対人・対物事故(以下「PL事故」といいます。)について、加入期間中に日本国内において被保険者に対して損害賠償請求がなされ、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

*1 加入者証記載の財物・仕事に限ります。

*2 遷入日(本制度に最初に加入した日。一度本制度から脱退した場合は、再度加入した日)より前に発生したPL事故については保険金をお支払いできません。

リコール特約^{*2} [任意加入]

保険内容

*2 従来のリコール費用担保特約は、今年度改定され、「限定補償リコール特約」と「充実補償リコール特約」の2特約から選択いただくことが可能となりました。

NEW!

充実補償リコール特約

被保険者が製造・販売した生産物^{*3}のかしに起因して、リコール^{*4}を実施することにより生じた費用^{*5}を補償します。他人の身体障害・財物損壊(以下「対人・対物事故」といいます。)が実際に発生した場合のほか、それを発生させるおそれ^{*6}があるために実施するものも対象となります。

*3 リコール特約における「生産物」には、PL保険制度で規定する「生産物」のほか、それを原材料・部品・容器・包装として使用し製造・加工された財物、これに付随して提供される景品を含みます。

*4 充実補償リコール特約における「リコール」とは、対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的とする回収、検査、修理等の措置をいいます。

*5 リコールが被保険者以外の方(生産物供給先事業者等)により実施され、その費用を被保険者が法律上の損害賠償金として負担する場合も含みます。

*6 消費期限等の品質保持期限に関する表示漏れ・誤りまたは食品衛生法等所定の法令により製造・販売等を禁止されている製品もしくはその原材料・部品・容器・包装については、対人・対物事故を発生させるおそれがあるものとみなし、補償の対象となります。

1 選べる2つの特約!!

**2 充実補償リコール特約なら
対人・対物事故のおそれにより
実施する「リコール」も補償!!**

対人・対物事故のおそれによるリコールについて

実際に死亡後遺障害等の重大事故が発生していないなくても、製品の品質の不具合により、そのおそれがある場合または品質保持期限の誤表示等がある場合、リコールを実施することがあります。

**3 制度発足6年間で12,000件を
超える加入実績!!**

4 部品製造事業者も対象!!

5 販売事業者のリスクも補償!!

限定補償リコール特約

被保険者が製造・販売した生産物のかしに起因して、リコール^{*7}を実施することにより生じた費用を補償します。ただし、他人の生命・身体・財物に関し、以下(a)～(d)の事故(重大事故)が実際に発生した場合に限ります。

(a) 死亡・後遺障害

(b) 治療に要する期間が30日以上となる傷害・疾病

(c) 一酸化炭素中毒 (d) 火災による財物の焼損

*7 限定補償リコール特約における「リコール」とは、上記(a)～(d)の重大事故の発生・拡大の防止を目的とする回収、検査、修理等の措置をいいます。

事例

■「中小企業PL保険制度」の発生事故のうち、約半数が請負業・販売業における事故です。

■請負業の事業者が加入する「請負業者賠償責任保険」では、工事・作業中の事故が対象であり、仕事の終了後、お客様へ引渡し後の事故は補償されません。したがってPL保険への加入が必要です。

製造業

被保険者が製造したオーブントースターが発火し、家屋を全焼させた。



損害額

約6,700万円

製造業

被保険者が製造した食品用の袋に製造上の欠陥があったため、納入先が製造・封入した生クリームが漏出し、損害が発生した。



損害額

約300万円

工事業

被保険者が行った防水工事に不備があり、施工後、雨水が建物内に漏れて、内装設備等を汚損させた。



損害額

約1,900万円

請負業

被保険者が風呂ボイラのメンテナンスを誤ったため、入浴者が一酸化炭素中毒で死亡した。



損害額

約4,000万円

卸売業

被保険者である水産物卸業者がウニをホテルに納入したところ、腸炎ビブリオが発生し、ホテルの宿泊客約40人が食中毒となった。



損害額

約300万円

飲食業

被保険者の飲食店が提供した食事で約200名が食中毒症状を訴えた。調査の結果、卵に付着したサルモネラ菌が原因と判明した。



損害額

約1,400万円

事例

充実 ○ 限定 ×



製造したイスの脚が折れてケガをするおそれがあることが判明したため、回収を行った。

充実 ○ 限定 ×



製造した化粧品の使用期限の期日が誤って表示されていたため、回収を行った。

充実 ○ 限定 ×



販売した冷凍野菜から食品衛生法上の基準を超える残留農薬が検出されたため、回収を行った。

充実 ○ 限定 ○



液晶テレビのトランス回路の不良が原因で、漏電によりテレビ台が焼損。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して、損害を一部求償した。

充実 ○ 限定 ○



魚介の缶詰に細菌が混入しており、食べた消費者が後遺障害を負った。製造メーカーがリコールを実施した。

充実 ○ 限定 ○



ガス暖房機の構造の欠陥が原因で、一酸化炭素中毒による死者が出た。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して、損害を一部求償した。

※ 保険金のお支払いにつきましては、次の要件をすべて満たしている必要があります。

①保険期間中に引受保険会社に対してリコール実施決定の通知が行われていること ②リコールの対象となる製品が日本国内に存在すること

③充実補償リコール特約 次のいずれかの事由により、リコール実施や対人・対物事故の発生またはそのおそれが客観的に明らかになると

■被保険者またはリコール実施者の行政庁に対する文書による届出・報告等

■新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれに準じる媒体による社告（インターネットのみによるものを除く） ■リコール実施についての行政庁の命令

限定補償リコール特約 重大事故の発生が法令の規定に基づき、文書により行政庁に報告されたこと、または、行政庁がその生産物のリコールを命じたこと

※ 初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物のリコール費用については、お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

※ 複数業種ある場合は、リコール特約対象業種のみ本特約にご加入いただけます。

補償内容とご加入タイプについて

PL保険制度

① お支払いする保険金・保険金お支払い方法

以下の損害が保険金のお支払いの対象となります。

- ①被害者に対し法律上支払責任を負う損害賠償金
※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要です
- ②保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損

＜保険金のお支払方法＞

- ・①は、①の損害額から免責金額(自己負担額)を控除して、支払限度額を限度にお支払いします。
- ・②～⑤は、実額をお支払いします。ただし、②について損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。

② 保険金のお支払いの対象となる主な場合

次の事由等によって生じた損害については保険金をお支払いできません。

- ・契約者・被保険者の故意
- ・戦争、変乱、労働争議、騒ぎょう、暴動や地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ・従業員の業務従事中の傷害、疾病およびこれらによる後遺障害・死亡に起因する賠償責任
- ・排水、排気(煙を含みます)に起因する賠償責任
- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- ・製造・販売した製品自体、または仕事の目的物のうち事故原因となった作業が加えられた(加えられるべきであった場合を含みます)財物自体の損壊・修理・交換・使用不能(これらが他人の生命や身体を害する人身事故や、他の物を損壊した物損事故と同時に発生した場合を含みます。)

*8 医薬品等については、この他にも特有の免責があります。詳細は募集代理店または引受保険会社にお問い合わせいただくか、約款の免責事由(「保険金を支払わない場合」等)をご参照ください。

- ・製品のリコール費用(リコール特約で対応いたします。なお、特約付帯の有無にかかわらず、必要なりコール等の措置は適切に講じていただく必要があります。)
- ・日本国外で発生した事故または日本国外でなされた損害賠償請求、日本国外の裁判所に損害賠償請求が提起された場合の提起者に係る一切の損害
- ・遅延日(被保険者ごとに本制度に最初に加入了した日。一度本制度から脱退した場合は、再度加入了した日)より前に発生したPL事故
- ・医薬品等⁸、食品、農薬について製品の効能が発揮できなかったことに起因する損害
- ・他人の生命や身体を害する人身事故や、他の物を損壊した物損事故が発生せずに、経済損害のみが発生した事故
- ・他人の生命や身体を害する人身事故が発生しない精神的被害 等

リコール特約 [任意加入]

充実補償リコール特約

① お支払いする保険金・保険金お支払い方法

保険金お支払いの対象となる費用は次のとおりです。ただし、製品のリコールを実施するうえで必要かつ有益な費用で、リコールの実施を目的とするものに限ります。
また、引受保険会社が通知を受けた日からその1年以内に被保険者が負担した費用に限ります。

- ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。)
- ③回収生産物か否かまたはかしの有無について確認するための費用
- ④回収生産物の修理費用
- ⑤代替品の製造原価または仕入原価
- ⑥回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価
- ⑦回収生産物または代替品の輸送費用

- ⑧回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
- ⑨回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
- ⑩回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等
- ⑪回収生産物の廃棄費用
- ⑫信頼回復広告費用
- ⑬在庫品廃棄費用
- ⑭コンサルティング費用

＜保険金のお支払方法＞

お支払いする保険金の額は、次の算式によります。ただし、1被保険者に対して保険期間を通じて加入の支払限度額(1億円あるいは3,000万円)が限度となります。

お支払いする保険金の額=損害の額(他人から回収可能な金額があるときはそれを控除した額)×縮小支払割合⁹

*9 「縮小支払割合」は上記①～⑭の費用については90%、⑮⑯の費用については100%とします。

●次の費用はご加入の支払限度額(1億円あるいは3,000万円)の内枠で、1回のリコールおよび保険期間中につきそれぞれ次の金額を限度とします。

⑫信頼回復広告費用 500万円 ⑬在庫品廃棄費用 200万円

② 保険金のお支払いの対象となる主な場合

- ①自動車、原動機付自転車、自転車、電池、ACアダプター、充電器、チャイルドシート、血液製剤、たばこ、電子たばこ、武器、航空機が生産物またはその原材料・部品・容器・包装である場合は、そのかしに起因する生産物の回収等により生じた損害
- ②保険契約者、被保険者またはその法定代理人の故意または重大な過失による事故の発生もしくはそのおそれまたは法令違反
- ③戦争、変乱、暴動、騒ぎょうまたは労働争議
- ④生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗等
- ⑤消費期限等の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
- ⑥核燃料物質等の原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用

- ⑦生産物の修理または代替品のかし
- ⑧牛海绵状脳症(BSE)または「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症もしくはそのおそれ
- ⑨以下の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れ・表示誤りまたは以下の者による脅迫行為・加害行為
・被保険者(法人である場合は、その理事、取締役その他法人的業務の執行機関を含みます。)
・被保険者の使用人または下請負人
- ⑩初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物の回収等
- ⑪被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任
- ⑫保険契約者、被保険者が初年度契約の保険期間の開始時より前に事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたとき、または知っていたと合理的に推定されるとき 等
詳細は約款の免責事由(「保険金を支払わない場合」等)をご参照ください。

限定補償リコール特約

① お支払いする保険金・保険金お支払い方法

保険金お支払いの対象となる費用は次のとおりです。ただし、製品のリコールを実施するうえで必要かつ有益な費用で、リコールの実施を目的とするものに限ります。
また、引受保険会社が通知を受けた日からその1年以内に被保険者が負担した費用に限ります。

- ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。)
- ③回収生産物か否かまたはかしの有無について確認するための費用
- ④回収生産物または代替品の輸送費用
- ⑤回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
- ⑥回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
- ⑦回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等
- ⑧回収生産物の廃棄費用

●製品の修理費用、代替品の製造・仕入費用、お客様への返金費用等は対象となりませんのでご注意ください。

② 保険金のお支払いの対象となる主な場合

- ①保険契約者、被保険者またはその法定代理人の故意または重大な過失による事故の発生もしくは法令違反
- ②保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人以外の者による脅迫行為・加害行為
- ③生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗等
- ④消費期限等の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
- ⑤核燃料物質等の原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- ⑥生産物の修理または代替品のかし
- ⑦初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物の回収等
- ⑧保険契約者、被保険者が初年度契約の保険期間の開始時より前に事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたとき、または知っていたと合理的に推定されるとき 等
詳細は約款の免責事由(「保険金を支払わない場合」等)をご参照ください。

＜保険金のお支払方法＞

お支払いする保険金の額は、次の算式によります。ただし、1被保険者に対して保険期間を通じて加入の支払限度額(1億円あるいは3,000万円)が限度となります。

お支払いする保険金の額=損害の額(他人から回収可能な金額があるときはそれを控除した額)×縮小支払割合(90%)

PL保険制度

次の4タイプからお選びください。

支払限度額 <1請求および保険期間中、対人・対物共通(合算)>

S型	A型	B型	C型
5,000 万円	1億円	2億円	3億円

免責金額(自己負担額) <1請求あたり>

3万円

- 「食中毒利益担保特約」のご案内:飲食店、食品製造業、食品販売業の各事業者の皆様は、食中毒の発生により営業が休止または阻害された場合の喪失利益等を補償する「食中毒利益担保特約」にご契約いただくことができます。詳細は募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

ご参考 保険料計算方法「保険料のお見積り」



保険料の詳細は、募集代理店または、引受保険会社にお問い合わせください。
(保険料計算シート等を用いて詳細のご案内をいたします。)

ア 売上高

前年度売上高が2億円超の事業者の場合、保険料が割安になりますので、下の算式の中から該当するものを選び保険料算出用売上高を計算してください。

- 前年度売上高とは、加入申込時に把握可能な最近の会計年度1年間の日本国内における売上高をいいます。
- 過少申告を行った場合、それにより保険料の不足する割合により支払い保険金が削減されます。

貴社の前年度売上高

(百万円以上は百万円単位に四捨五入、
百万円未満は百万円に切上、小数点不可)

百万円

▼ 該当する計算式で計算してください。

前年度売上高

2億円以下	百万円
2億円を超える5億円以下	0.55 × 百万円 + 90百万円
5億円を超える10億円以下	0.31 × 百万円 + 210百万円
10億円を超える30億円以下	0.26 × 百万円 + 260百万円
30億円を超える80億円以下	0.14 × 百万円 + 620百万円
80億円を超える200億円以下	0.10 × 百万円 + 940百万円
200億円超	□ × 百万円 + □百万円

計算結果

(百万円単位に四捨五入、
小数点不可)

△ 保険料
算出用売上高

百万円

PL保険料のお見積り

ア 保険料算出用売上高

百万円

適用料率

S型	B型
A型	C型

詳細は募集代理店にお問い合わせください。

① 加入期間

か月 / 12か月

=

S型 (対人・対物合算支払限度額5,000万円、
免責金額(自己負担額)3万円)

円

A型 (対人・対物合算支払限度額1億円、
免責金額(自己負担額)3万円)

円

B型 (対人・対物合算支払限度額2億円、
免責金額(自己負担額)3万円)

円

C型 (対人・対物合算支払限度額3億円、
免責金額(自己負担額)3万円)

円

(10円未満四捨五入・1円単位不可)



リコール特約のお見積り

ア 保険料算出用売上高

百万円

適用料率

△

① 加入期間

か月 / 12か月

=

※充実補償リコール特約は最低保険料30,000円が適用されます。

(10円未満四捨五入・1円単位不可)



円

- 事業を開始してから1年末満または決算期の変更により、加入申込において、売上高を把握できる期間が1年に満たない場合等については、保険始期が属する年度の事業計画上の見込みの売上高により保険料を計算します。この場合でも、保険期間中の実際の売上高による精算は、原則として行いません。

合計保険料

円



1 保険証券総支払限度額の設定

- 本制度においては、加入者の個々のお支払い限度額とは別に、加入者数に応じて契約全体でのお支払い限度額(保険証券総支払限度額)が、200億円を下限とし、「加入者数×1億円×(0.5%～2.0%)」で設定されます。
- お支払いした保険金*11の額が、保険証券総支払限度額に達したときは、ご契約者から総支払限度額を増額する請求がなされ、引受保険会社がこれを承認する等の手続きが行われる限り、以後一切の保険金*11をお支払いすることができます。(リコール特約に基づく保険金は除きます。)
- なお、保険金は加入者の損害(賠償金、争訟費用等)が確定し、保険会社に対して保険金請求の手続きが完了した順に支払われます。

2 次年度以降の保険料の調整

- 本保険制度全体の実績により、次年度以降、保険料の調整が行われることがあります。

リコール特約 [任意加入]

充実補償と限定補償について、それぞれ支払限度額が3,000万円と1億円の2タイプを設定しています。PL保険制度のご加入タイプに拘らず、これらの4タイプからお選びいただけます。

NEW!

充実補償リコール特約

3,000万円
タイプ

・保険期間中の
支払限度額3,000万円
(縮小支払割合90%*10)

1億円
タイプ

・保険期間中の
支払限度額1億円
(縮小支払割合90%*10)

限定補償リコール特約

3,000万円
タイプ

・保険期間中の
支払限度額3,000万円
(縮小支払割合90%*10)

1億円
タイプ

・保険期間中の
支払限度額1億円
(縮小支払割合90%*10)

*10 リコール特約は、損害の額に90%を乗じた額を保険金としてお支払いたします。ただし、充実補償リコール特約でお支払いする費用のうち、在庫品廃棄費用とコンサルティング費用については縮小支払割合100%となります。

免責金額(自己負担額)

なし ●リコール特約全てのタイプ共通

- 加入依頼書の告知事項申告欄3のご回答の事故件数が2件以上となる場合、充実補償リコール特約は付帯いただけません。ただし、その場合であっても、限定補償リコール特約は付帯いただけます。

①

加入期間

加入期間は保険料振込月の翌々月の1日からとなります。

(ただし新規・更新加入契約で4月にお振込みいただいた場合は7月1日始期になります。) 下表にて加入期間をご確認ください。

保険料振込月	加入期間	保険料振込月	加入期間
2013年 4～5月	12か月	2013年 11月	6か月
2013年 6月	11か月	2013年 12月	5か月
2013年 7月	10か月	2014年 1月	4か月
2013年 8月	9か月	2014年 2月	3か月
2013年 9月	8か月	2014年 3月	2か月
2013年 10月	7か月	2014年 4月	1か月

年

月に振込する場合

① 加入期間

か月間

ご加入にあたって

1 中小企業PL保険制度に加入できる方

この保険契約は3団体を保険契約者とし、3団体傘下団体の中小企業会員の皆様を被保険者とする生産物賠償責任保険団体契約となり、保険証券を請求する権利・保険契約を解約する権利等は3団体が有します。

本制度に加入できる方は、**中小企業基本法**に定められている**中小企業者^{*12}**のうち、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)のいずれかの傘下団体^{*13}に属する方に限られます。これらの3団体の傘下団体を脱退し、保険加入期間開始日時点で非会員となった場合は、この保険にはご加入いただけませんのでご注意ください。

- LPガス販売、旅館経営、航空機(部品を含む)製造、専門職業人(税理士、薬局、薬店等)等の方は、本制度の対象にはなりません。
- 医薬品・生薬・漢方薬製造・工事業等を行っている会員企業様は「リコール特約」を付帯できません。
- 中小企業等協同組合法に規定する組合については、引受保険会社までお問い合わせください。

*	資本金	従業員数	*	資本金	従業員数
小売業	5,000万円以下 または 5,000万円以上	50人以下 または 100人以下	卸売業	1億円以下 または 3億円以下	100人以下 または 300人以下
サービス業	5,000万円以下 または 5,000万円以上	100人以下	製造業 その他		

*13 全国各地の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会傘下の協同組合等

2 2013年度 募集期間・加入期間

※保険料振込締切日が、土・日・祝日の場合はその直前の営業日となります。

	募集期間	保険料振込締切	加入期間
新規 更新	2013年4月 1日から 2013年5月31日まで	2013年 5月31日(金)	2013年7月1日 午後4時から 2014年7月1日 午後4時まで
中途	2013年6月 1日以降	毎月末日	保険料振込月の翌々月の1日午前0時から 2014年7月1日午後4時まで

3 保険料の計算方法

貴社の「業種」、「前年度売上高」、お選びいただいた「加入タイプ」により保険料が算出されます。上記の3点を募集代理店または引受保険会社にお伝えいただければ貴社の保険料を算出いたします。

- ① 前年度売上高とは、加入申込時に把握可能な最近の会計年度1年間の日本国内における売上高をいいます(事業を開始してから1年未満である等、把握できる期間が1年に満たない場合は保険始期が属する年度の事業計画上の見込み売上高を使用します。詳細は募集代理店または引受保険会社へお問い合わせください。)。実際のご加入にあたっては、前年度売上高に関する確認資料(決算資料コピー等)のご提出が必要となります。保険期間中の売上高による精算は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度の売上高に不足していた場合には、申告いただいた売上高に基づく保険料と実際の売上高に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。
- ② 中小企業PL保険制度では、すべての生産物・仕事を保険の対象として引受けします。一部の部門・業種・製品または仕事を限定した引受けは行いませんのでご注意ください。
- ③ 最低保険料(1,000円)が適用されます。なお、充実補償リコール特約を付帯される場合は、特約単独で最低保険料(30,000円)が適用されます。

4 保険料のお振込みと ご加入手続き

更新加入のお客様と新規(中途)加入のお客様で、
保険料お振込み方法が異なっておりますのでご注意ください。

更新加入

更新加入のお客様

銀行振込

① 「更新加入依頼書」右下の「更新保険料お振込先」に記載している三菱東京UFJ銀行の指定口座へ保険料をお振込みください。

⚠
お振込みに
あたっての
ご注意

- ・お振込みは、各金融機関^{*14}の窓口、ATM、インターネットバンキングいずれでも可能です。
- ・*14 銀行・信託銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・JA・銀行(農協等)。ただし、ゆうちょ銀行からのお振込みは、お客様のゆうちょ銀行口座からのみ可能です。
- ・振込手数料はご加入者様の負担となりますので、振込手数料は差し引かずにお振込みください。なお、振込手数料は、振込元金融機関・振込方法・振込金額等によって異なりますので、ご注意ください。
- ・振込口座はお間違えのないようにご注意ください。振込口座を間違えた場合、入金が確認できずに契約が成立しない可能性があります。
- ・指定の振込口座は更新保険料お振込時1回のみご利用いただけます。2回目以降のお振込みはできませんのでご注意ください。
- ・更新保険料の振込金額に誤りがあった場合は募集代理店にご連絡ください。

② 更新保険料をお振込み後、更新加入依頼書右下の「保険料振込日」「振込元金融機関(カナ)」「支店名(カナ)」欄へのご記入をお願いいたします。

③ 更新加入依頼書は更新保険料をお振込みいただいた後、忘れずに募集代理店にご提出ください。保険料のお振込みと加入依頼書のご提出があるてはじめてご加入手続が成立いたします。

新規・中途加入

新規(中途)
加入のお客様

ゆうちょ銀行
(郵便局)窓口
でのお振込み

保険料をお振込後、ゆうちょ銀行から以下の2点が返却されます。

- ① 「振替払込請求書兼受領書」
→お客様にて保管してください。
- ② 「振替払込受付証明書」
→「加入依頼書」(6枚複写)の2枚目の指定箇所に貼付してください。

① 所定の「振替用紙」に払込人住所氏名、金額(保険料)の他必要事項をご記入ください。(必ず所属団体用の振替用紙をご使用ください。)

ご注意 所属団体ごとに、振替用紙が別になっています。区別を明らかにするため、用紙のタイトルが色分けされています。

・日本商工会議所 青色 ・全国商工会連合会 緑色 ・全国中小企業団体中央会 ローズ色

全国商工会議所PL団体保険制度^{*15}中堅・大企業向への振替用紙はご使用になれませんのでご注意ください。

② ご記入された「振替用紙」を使用し、最寄りのゆうちょ銀行(郵便局)窓口から保険料をお振込みください。(払込手数料は払込人負担となっておりますのでご注意ください。)2007年1月から、金融機関での10万円を超えるお振込時に本人確認(登記事項証明書、印鑑登録証明書等の提示)が求められることになりました。これに伴い、本保険制度につきましても、お振込みいただく保険料が10万円を超える場合には、窓口で本人確認が求められます。本保険制度の保険料をお振込みいただく際は、ご面倒をおかけいたしますが、ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

③ 加入依頼書に必要事項をご記入・押印のうえ、6枚目(加入者控)をはずし、すみやかに、募集代理店にご提出ください。

万一事故が発生した場合

PL保険制度

損害賠償請求がなされた場合、損害賠償請求がなされるおそれのある事故またはその原因となる事由が発生したことを知ったときには、遅滞なく、その事故または事由の具体的な状況等を、書面にて加入手続きをされた募集代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。また、通知のあった「請求のおそれのある原因・事由」に起因して保険期間終了後5年以内に請求がなされた場合には、この保険契約の保険期間の末日をもって請求がなされたものとみなします（末日まで保険が有効であった場合に限ります。）。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

【ご連絡いただく主な事項】・事故発生の日時・場所・事故の原因・状況・被害者の住所・氏名・受けた損害賠償請求の内容
・保険契約の内容（加入者名、加入者番号、加入タイプ等。後日送付される加入者証にてご確認ください。）・その他の必要事項

<示談交渉サービスは行いません>この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身が、被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。なお、引受保険会社の同意を得ないで、被保険者側で示談締結をされた場合には、示談金の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●**告知義務**:加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

●**通知義務**:ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

●**他の保険契約等がある場合**:この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次とのおり保険金をお支払いします。

・**他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合**:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

・**他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合**:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

●この保険契約は下記の引受保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険（株）が事務管理部分について幹事保険会社として他の引受保険会社の代理・代行を行います。（損害サービス等については、原則として募集代理店所属保険会社が他の引受保険会社の引受割合分もあわせて代理・代行を行います。幹事保険会社、取扱保険会社の担当業務の詳細は保険約款によります。）各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合（7/1までに決定）につきましては団体窓口にご確認いただけます。

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります。）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%）まで補償されます。

※ご契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、前記補償の対象となります。詳細は、募集代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●①廃業、倒産、吸収合併の場合、②商工3団体の会員でなくなりかつ中途脱退の申出があった場合等を除き中途脱退ができませんので、ご注意ください。詳細はお問い合わせください。

●脱退、訂正等により返還保険料が発生する場合、保険料の返戻までに約3ヶ月の期間がかかります。

●募集代理店は委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務等を行っています。したがいまして、募集代理店と締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●この保険は、商工3団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）を保険契約者とし、商工3団体の傘下団体の会員を被保険者とする中小企業PL保険制度生産物賠償責任保険（中小企業製造物責任制度対策協議会用）団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は商工3団体が有します。

●このパンフレットは、中小企業PL保険制度生産物賠償責任保険（中小企業製造物責任制度対策協議会用）の概要をご紹介したものです。詳細は保険約款をご参照ください。保険金のお支払い条件、ご加入手続、その他ご不明な点がありましたら、募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますよう、お願ひいたします。

- 1 現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明な点がありましたらすぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2013年7月1日以降の補償内容です。それ以前の補償内容と異なることがありますので、ご注意ください。
- 2 加入者証は加入内容を確認する大事なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どおりの加入内容になっているかどうかご確認ください。なお、本制度は団体契約であるため、加入者証のお届けが始期日以降になる可能性がありますのであらかじめご了承ください。もちろん補償はお手続日に応じた始期日からスタートしておりますのでご安心ください。
- 3 パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者証とともに保険期間の終了まで保管してご利用ください。
- 4 保険期間中の「ご加入タイプの変更」はできませんのでご注意ください。
- 5 リコール特約は保険期間中の「中途付帯」はできません。よって、リコール特約の加入をご希望される場合は、中小企業PL加入時（更新時を含む）にご加入いただきますようよろしくお願いいたします。

その他 注意点

リコールQ&A

Q1

どんな業種でどれくらいの件数のリコールがあるの？
家電以外に「リコール」ってあまり起こらないのでは？

Q2

でも「リコール」って生産物を製造している
完成品メーカーだけが実施するものですよね？

A. 幅広い品目でリコールは実施されています。

業種	件数	業種	件数
家電製品	278	建物・設備	39
食料品	144	文具・娯楽用品	31
保険衛生品	126	光熱水品	16
被服品	107	その他	30
住居品	91		

※件数は平成25年2月8日現在(車両・乗り物のリコールを除く)

<出典>消費者庁ホームページリコール情報検索

Q3

「リコール」は不良品の回収に関わる費用
を負担すればいいの？

Q4

「リコール」って実施するとどれくらい
費用がかかるの？

A. そんなことはありません。

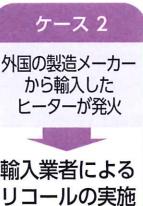
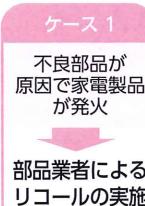
■ 例えばこの様な費用がかかる場合があります。

- 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます。)
- 回収生産物か否かまたは不具合の有無について確認するための費用
- 回収生産物または代替品の輸送費用
- 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
- リコールの実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
- リコールの実施により生じる出張費および宿泊費等
- 回収生産物の廃棄費用

A. そんなことはありません。

■ リコール実施事例

完成品メーカーだけで
なく部品メーカーや販売
業者もリコールを実施
する場合があります。



Q4

「リコール」って実施するとどれくらい
費用がかかるの？

A. 数千万円の費用がかかる場合もあります。

費用		
金額	項目	内容
約8,800万円	社告費用	全国紙4紙に4段広告(約14cm×約35cm)を掲載
約2,900万円	廃棄費用	化学物質が混入した食品約700tの廃棄費用
約200万円/月	通信費用	製品を回収するにあたり、コールセンターを立ち上げたため、オペレーター人件費、設備代、通話代等の費用が発生
約700万円/月	輸送費用・ 貸借費用	回収した製品の輸送費および保管目的で貸借した倉庫料

※費用の内容は実際の事故例に基づき東京海上日動火災で作成した想定内容です。

これだけ身近なリスクで費用もかかる「リコール」への対策をするために“充実補償リコール特約”をご用意しました!!
すでにご加入の方もさらに補償の厚い“充実補償リコール特約”へのご加入をオススメします。

引受保険会社(2013年度) 本保険制度の引受保険会社は、以下のとおりです(50音順)。

◇印の保険会社は「限定補償リコール特約」を扱っています。

◆印の保険会社は「充実補償リコール特約」を扱っています。

会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード
◇◆ あいおいニッセイ同和損害保険	08	◇◆ 現代海上火災保険	96	◇◆ 東京海上日動火災保険	09	◇◆ 富士火災海上保険	16
◇ 朝日火災海上保険	18	◇ セコム損害保険	11	◇◆ 日新火災海上保険	14	◇◆ 三井住友海上火災保険	04
エース損害保険	66	◇◆ 損害保険ジャパン	17	◇◆ 日本興亜損害保険	15		
◇◆ 共栄火災海上保険	02	◇◆ 大同火災海上保険	22	◇◆ ニューアインディア保険	77		

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社(エース損害保険、現代海上火災保険、ニューアインディア保険を除く)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社(エース損害保険、現代海上火災保険、ニューアインディア保険を除く)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

 0570-022808 (通話料有料)

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

ご連絡先

募集代理店

団体名等

募集代理店所属保険会社

中小企業PL保険制度 生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会用)

リコール特約 *1

POINT 1

充実補償・限定補償

選べる2つの
リコール特約!



*1 従来のリコール費用担保特約は、今年度改定され、「限定補償リコール特約」と「充実補償リコール特約」の2特約から選択いただくことが可能となりました。

POINT 2

販売事業者のリスクも
補償

加入が多い業種

第1位 食料品、飲料品製造・販売

第2位 皮革製品、衣類製造・販売

第3位 家電、家具製造・販売

事故のおそれにより実施する
リコールにも対応!
充実補償リコール特約は、
事故のおそれにより実施する
リコールにも対応!

POINT 3

部品製造
事業者も対象!

(最終製品製造・販売業者
からの求償にも対応)

商工3団体の会員の
中小企業者のみが
加入できる制度

中小企業PL保険の「リコール特約」では、貴社が万一リコールを実施した場合でも、最大1億円まで補償いたします! (1億円タイプご加入の場合)

※07年5月に施行された改正消費生活用製品安全法により、

①製品の不具合による重大製品事故(死亡事故、重傷事故、火災、一酸化炭素中毒)が発生した場合には、事故発生を知った日から10日以内に経済産業省へ報告を行うことと義務付けられています。(製造業者、輸入業者が対象)

②報告受付後、事故の概要が主務大臣により公表されます。さらに重大な危害の拡大防止などの観点から、必要がある場合には、詳細な情報に加えて再発防止策などを含めて公表されます。

③その後、報告・立入検査を行い危害の発生、拡大を防止するため必要があると認めるときは、製品回収などの危害防止命令を、報告義務不履行に関しては体制整備命令を発動します。

詳しくは裏面を
ご覧いただき、
必ず補償範囲を
ご確認下さい。

リコール特約(任意付帯) リコールに対する備えは充分ですか?

充実補償リコール特約

被保険者が製造・販売した生産物の欠陥に起因して、リコールを実施することにより生じた費用を補償します。対人・対物事故が実際に発生した場合のほか、それを発生させるおそれ^{*2}があるために実施するものも対象となります。

*2 消費期限等の品質保持期間に関する表示漏れ・誤りまたは食品衛生法等所定の法令により製造・販売等を禁止されている製品もしくはその原材料・部品・容器・包装については、対人・対物事故を発生させるおそれがあるものとみなし、補償の対象となります。

※ 保険金のお支払いにつきましては、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

① 保険期間中に引受保険会社に対してリコール実施決定の通知が行われていること ② リコールの対象となる製品が日本国内に存在すること

③ 充実補償リコール特約 次のいずれかの事由により、リコール実施や対人・対物事故の発生またはそのおそれが客観的に明らかになること

■ 被保険者またはリコール実施者の行政庁に対する文書による届出・報告等

■ 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれに準じる媒体による社告(インターネットのみによるものを除く) ■ リコール実施についての行政庁の命令

限定補償リコール特約 重大事故の発生が法令の規定に基づき、文書により行政庁に報告されたこと、または、行政庁がその生産物のリコールを命じたこと

※ 初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物のリコール費用については、お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

※ 複数業種ある場合は、リコール特約対象業種のみ本特約にご加入いただけます。

[ご加入タイプ] PL保険制度のご加入タイプにかかわらず、本特約のご契約タイプは充実補償と限定補償の2通りとなります。

3,000万円 タイプ 保険期間中の支払限度額3000万円(縮小支払割合90%*)

1億円 タイプ 保険期間中の支払限度額1億円(縮小支払割合90%*)

免責金額(自己負担額): **なし**

3,000万円 タイプ 保険期間中の支払限度額3000万円(縮小支払割合90%)

1億円 タイプ 保険期間中の支払限度額1億円(縮小支払割合90%)

免責金額(自己負担額): **なし**

*3 在庫品廃棄費用とコンサルティング費用については縮小支払割合100%となります。

(リコールが発生し、社告を行った事例) ※全国紙1社に社告を掲載すると、数百万程度かかるといわれています。

充実 ○ 限定 ×

ダイニングセットのいすの座面を固定するネジが座面クッションから突き出している可能性があることが判明。使用中にケガをするおそれがあることから回収を行った。



充実 ○ 限定 ×

販売した和菓子に、異なる商品の表示シールを貼付してしまい、特定原材料である「小麦」の表示がもれたため回収を行った。



充実 ○ 限定 ×

ガス暖房機の構造の欠陥が原因で、一酸化炭素中毒による死亡者がいた。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して損害を一部求償した。



PL保険制度(生産物賠償責任保険):主契約 95年7月の制度発足以来、約14,000件の支払実績!!

本制度に加入した中小企業者の皆様が製造・販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、製品の引渡し後または仕事の終了後に日本国内において他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の財物を壊したりするような物損事故が発生し、保険期間(加入期間)中に貴社に対して損害賠償請求がなされたことによって、法律上の損害賠償金や訴訟費用などの損害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。

**新規
・
更新**

振込期間 2013年4月1日～5月31日
保険期間 2013年7月1日 午後4時～
(加入期間) 2014年7月1日 午後4時

**中途
加入**

振込期間 每月1日～末日(6月以降)
加入期間 振込月の翌々月1日 午前0時～
2014年7月1日 午後4時

保険料の計算方法

貴社の「業種」、「前年度売上高」、お選びいただいた「加入タイプ」により保険料が算出されます。前述の3点を募集代理店または引受保険会社にお伝えいただければ貴社の保険料を算出致します。

(注1) 前年度売上高とは、加入申込時に把握可能な最近の会計年度1年間の売上高をいいます。保険期間中の売上高による精算は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度の売上高に不足していた場合には、ご申告の売上高に基づく保険料と実際の売上高に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

(注2) 最低保険料(1,000円)が適用されます。充実補償リコール特約を付帯される場合は特約単独で最低保険料(30,000円)が適用されます。

※本制度は、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体(日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会)の傘下団体の会員で、中小企業基本法に定められている中小企業を加入対象としております。

※このチラシは「生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会用)」の概要について紹介したもので、保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である上記各団体の代表者の方にお渡ししておりますが、ご不明の点がありましたら代理店または保険会社にお問い合わせください。

【本制度のお問い合わせ先】

この保険契約は下記の引受保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が事務管理部分について幹事保険会社として他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受保険割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口をご確認ください。

(50音順)

- | | | |
|------------------|--------------|---------------|
| ◇◆あいおいニッセイ同和損害保険 | ◇セコム損害保険 | ◇◆日本興亜損害保険 |
| ◇朝日火災海上保険 | ◇◆損害保険ジャパン | ◇◆ニューアインディア保険 |
| エース損害保険 | ◇◆大同火災海上保険 | ◇富士火災海上保険 |
| ◇◆共栄火災海上保険 | ◇◆東京海上日動火災保険 | ◇◆三井住友海上火災保険 |
| ◇◆現代海上火災保険 | ◇◆日新火災海上保険 | |

◇の保険会社は「限定補償リコール特約」を扱っております。◆の保険会社は「充実補償リコール特約」を扱っております。

2013.7.1.始期以降用

<リコール特約対応>

中小企業製造物責任制度対策協議会

中小企業 PL 保険制度料率表

(単位:円)

本帳票は、「中小企業製造物責任制度対策協議会 中小企業PL保険制度」の料率についてご案内するものです。保険の内容や保険料の算出方法は「中小企業製造物責任制度対策協議会 中小企業PL保険制度」のパンフレットをご参照ください。保険の内容については、詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または保険会社におたずねください。

業種別料率表

<売上高100万円あたり>

コード	名称	PL 保険制度				リコール特約			
		S型 支払限度額 5千万円	A型 支払限度額 1億円	B型 支払限度額 2億円	C型 支払限度額 3億円	限定補償 支払限度額 3千万円	充実補償 支払限度額 1億円	支払限度額 3千万円	支払限度額 1億円

製造業									
01	農林畜水産業、農林畜水産食品製造**	87	112	145	169	48	130	337	910
0A	肉、魚等練り製品製造**	581	773	1,029	1,218	48	130	337	910
OB	缶詰・びん詰食品(除く乳製品、菓子、飲料)製造**	581	773	1,029	1,218	48	130	337	910
OC	調味料(除く単体調味料、塩類、糖類) 製造**	581	773	1,029	1,218	48	130	337	910
OD	弁当、惣菜製造(除く弁当・仕出し等製造小売) **	581	773	1,029	1,218	48	130	337	910
O3	乳製品製造**	166	222	296	351	48	130	337	910
O4	冷凍・レトルト・インスタント食品製造**	372	490	647	762	48	130	337	910
O5	パン、菓子類製造(除く製造小売) **	241	317	419	493	48	130	337	910
OE	びん入り発泡飲料製造**	793	1,067	1,432	1,703	48	130	337	910
OF	びん入り(除く発泡) 飲料製造**	793	1,067	1,432	1,703	48	130	337	910
O8	飲料(除くびん入り) 製造**	305	407	542	643	48	130	337	910
OG	単体調味料、単純抽出物、油脂、塩類、糖類、澱粉等製造**	259	338	444	521	48	130	337	910
OH	その他の食品(他に分類されない食品) 製造**	259	338	444	521	48	130	337	910
10	化粧品製造	1,925	2,562	3,410	4,035	168	454	3,121	8,427
11	石けん、洗剤製造	469	608	791	924	168	454	520	1,404
12	肥料製造	245	298	365	413	168	454	338	913
13	飼料製造	367	411	460	490	168	454	338	913
14	ガラス、同製品、陶磁器製造	132	173	227	267	97	262	299	807
1A	建築材料製造	134	164	201	228	97	262	854	2,306
1B	建築部品・ユニット製造	134	164	201	228	97	262	854	2,306
16	家庭用電気機械・器具製造(体に接触するもの)	950	1,229	1,596	1,864	228	616	2,007	5,419
1C	家庭用電気機械・器具製造(体に接触しないもの)	435	536	664	756	228	616	2,007	5,419
1D	電気照明器具・電球製造	435	536	664	756	228	616	2,007	5,419
1E	映像・音響機械・器具製造	435	536	664	756	228	616	2,007	5,419
18	家庭用動力付工具製造	603	761	967	1,116	228	616	1,153	3,113
19	家庭用ガス・石油機械・器具製造	1,666	1,990	2,392	2,670	228	616	2,007	5,419
20	業務用冷暖房装置、換気装置製造(電気によるもの)	275	336	412	466	150	405	2,007	5,419
21	業務用冷暖房装置、換気装置製造(ガス・石油によるもの)	967	1,192	1,480	1,685	150	405	2,007	5,419
22	冷凍装置・設備製造	1,174	1,397	1,672	1,862	150	405	1,153	3,113
2A	医療用具・器具製造(体内、体腔内に一時的に挿入されるもの)**	381	506	672	795	114	309	520	1,404
2B	医療用具・器具製造(体内、体腔内に挿入されないもの)、体外検査薬、医療用試薬、衛生材料製造**	381	506	672	795	114	309	520	1,404
24	レジヤー用乗用具製造	946	1,258	1,675	1,982	270	728	1,309	3,534
25	事務用機械・器具(除く電子応用・通信機器・器具・装置)製造	442	588	783	926	131	354	1,153	3,113

業種別料率表

〈売上高100万円あたり〉

リスク区分		P L保険制度				リコール特約			
コード	名称	S型 支払限度額 5千万円	A型 支払限度額 1億円	B型 支払限度額 2億円	C型 支払限度額 3億円	限定期限 支払限度額 3千万円	充実補償 支払限度額 1億円	支払限度額 3千万円	支払限度額 1億円
製造業 (続き)									
2C	眼鏡製造	396	523	692	816	67	182	208	562
2D	コンタクトレンズ製造	396	523	692	816	114	309	464	1,253
27	刃物・大工道具・農機具(除く動力付きのもの)製造	471	605	780	908	131	354	1,153	3,113
28	運動用品製造	803	1,073	1,431	1,696	108	293	1,309	3,534
29	小児用玩具・遊戯具製造	442	588	783	926	108	293	524	1,415
30	家具製造	103	133	172	200	108	293	208	562
31	織維、皮革、同製品製造*	74	95	124	144	17	47	208	562
32	靴、履物製造	202	268	354	418	67	182	520	1,404
33	パルプ、紙、紙製品製造*	34	42	52	59	67	182	208	562
A1	木材林業、木材、木製品製造*	84	101	123	138	72	194	854	2,306
B1	圧縮ガス、液化ガス製造	1,260	1,603	2,051	2,375	168	454	520	1,404
B2	プラスチック・合成ゴム半製品製造	251	320	409	474	168	454	520	1,404
BA	医薬品(除く生葉、漢方葉)製造**	3,422	4,529	5,999	7,082	—	—	—	—
BB	生葉、漢方葉製造**	3,422	4,529	5,999	7,082	—	—	—	—
BC	体内移植用医療機械・器具・材料製造**	3,422	4,529	5,999	7,082	114	309	464	1,253
B4	動物用医薬品等製造**	1,495	1,709	1,959	2,121	168	454	2,328	6,286
B5	接着剤製造	480	610	781	905	168	454	520	1,404
B6	タイヤ、チューブ製造	209	266	340	393	168	454	520	1,404
B7	プラスチック・ゴム製品製造*	189	241	308	357	168	454	520	1,404
B8	石油・石炭製品製造*	251	320	409	474	168	454	520	1,404
BD	塗料、インキ製造	433	549	699	808	168	454	520	1,404
BE	農葉、殺虫剤、殺菌剤製造**	433	549	699	808	168	454	520	1,404
BF	その他の化学製品製造*	433	549	699	808	168	454	520	1,404
C1	窯業、土石製品、研磨材製造*	123	158	203	236	97	262	299	807
D1	釘、ボルト、ナット、リベット、ねじ等製造	42	50	61	69	62	168	191	516
DA	ガスボンベ、エアゾール缶製造	84	101	123	138	62	168	191	516
DB	金属パイプ加工品製造	84	101	123	138	62	168	208	562
DC	その他の鉄鋼、非鉄金属、同製品製造*	84	101	123	138	62	168	854	2,306
E2	発電・送電・配電用機械・器具製造	211	260	321	366	150	405	2,007	5,419
E3	医療用計測器・電子応用装置製造	370	487	641	754	150	405	2,007	5,419
E4	電子部品、デバイス製造*	244	311	399	462	43	117	2,007	5,419
E5	電池製造	403	481	577	644	67	182	—	—
E6	動物用医療機械・器具製造	134	153	176	190	67	182	464	1,253
E7	理化学・光学機械・器具、レンズ製造	195	249	319	370	67	182	208	562
F1	自動車、自動二輪車等製造	1,154	1,534	2,040	2,413	270	728	—	—
F2	自動車・自動二輪車用駆動・制動部品製造	415	551	733	867	270	728	—	—
F3	鉄道車両、同部品製造	325	432	574	679	270	728	1,309	3,534
F4	自転車、児童乗物、同部品製造	941	1,250	1,663	1,967	270	728	—	—
F5	船舶、同部品製造	1,844	2,452	3,259	3,855	270	728	1,309	3,534
F6	産業用運搬車両製造	1,154	1,534	2,040	2,413	270	728	1,309	3,534
G1	貴金属製品製造	16	21	27	31	67	182	208	562
G2	生活用品(文房具、食器、時計、その他の身の回り品)製造	48	62	80	93	108	293	208	562

〈売上高100万円あたり〉

リスク区分		P L 保険制度				リコール特約	
コード	名称	S型 支払限度額 5千万円	A型 支払限度額 1億円	B型 支払限度額 2億円	C型 支払限度額 3億円	限定補償 支払限度額 3千万円	充実補償 支払限度額 3千万円

製造業 (続き)

GA	マッチ、ライター等製造	558	710	909	1,052	67	182	208	562
GB	火薬類、花火製造	558	710	909	1,052	67	182	208	562
G4	看板、標識等製造	77	93	112	126	67	182	208	562
G5	人体保護用器具・装置(ヘルメット、防毒面、救命具等)製造	803	1,073	1,431	1,696	67	182	1,309	3,534
H1	建設・鉱山・農業用機械製造	547	721	952	1,123	150	405	1,153	3,113
H2	金属加工・工作機械、プラスチック加工機械製造	547	721	952	1,123	150	405	1,153	3,113
H3	繊維機械製造	547	721	952	1,123	150	405	1,153	3,113
H4	食品加工機械製造	547	721	952	1,123	150	405	1,153	3,113
H5	木工機械製造	547	721	952	1,123	150	405	1,153	3,113
H6	パルプ・製紙機械、印刷・製本・紙工機械製造	547	721	952	1,123	150	405	1,153	3,113
H7	包装・荷造機械製造	547	721	952	1,123	150	405	1,153	3,113
H8	化学機械製造	547	721	952	1,123	150	405	1,153	3,113
H9	その他の産業用加工・工作機械製造*	547	721	952	1,123	150	405	1,153	3,113
J1	ベアリング製造	354	435	539	613	62	168	208	562
J2	バルブ、パッキン、ガスケット製造	354	435	539	613	62	168	208	562
J3	昇降機、荷役・運搬機械(除く車両)製造	354	435	539	613	150	405	1,153	3,113
J4	サービス機械(自動販売機、娯楽機械等)製造	354	435	539	613	150	405	1,153	3,113
J5	消火装置、消火器製造	354	435	539	613	150	405	464	1,253
J6	交通信号・保安装置、防犯・防火・警報装置製造	354	435	539	613	150	405	2,007	5,419
J7	電子応用(除く医療用)・通信機械・器具・装置製造	354	435	539	613	150	405	464	1,253
J8	計量・計測・試験・分析機械・器具製造	354	435	539	613	150	405	785	2,120
J9	その他の機械・器具製造*	354	435	539	613	67	182	1,153	3,113

* 他のリスク区分に該当するものを除きます。

**医薬品・医薬部外品・医療用具・食品・農薬には効能不発揮損害不担保特約が付帯されます。

医薬品・医薬部外品・一部の医療用具には医薬品等に関する特約が付帯されます。

○部品については、次の優先順位により該当するリスク区分を決定します。

第1順位 当該部品そのものの名称でのリスク区分

(例) : 「自動車用タイヤ製造」→第1順位「タイヤ・チューブ製造」(B6)

第2順位 完成品部品としての名称でのリスク区分

・「ねじ製造」→第1順位「釘・ボルト・ナット・リベット・ねじ等製造」(D1)

第3順位 当該部品の素材としての名称でのリスク区分

・「自転車用ペダル製造」→第1順位なし第2順位「自転車部品製造」(F4)

・「鍋の柄(え)ープラスチック製造」→第1・2順位なし第3順位「プラスチック・ゴム製品製造」(B7)

販売業 (除く輸入業・除く表示製造業)

51	喫茶店**	217	288	383	452	102	276	607	1,639
52	飲食店**	415	548	724	854	102	276	607	1,639
53	パン、菓子製造小売**	618	826	1,103	1,308	22	58	286	772
54	弁当、仕出し、給食、料理品製造小売**	764	1,023	1,368	1,623	22	58	221	597
55	ガラス小売	264	323	398	451	165	447	180	486
56	家庭用電気機械・器具小売	543	673	839	957	459	1,240	1,204	3,251
57	家庭用ガス・石油機械・器具小売	2,481	3,119	3,945	4,540	459	1,240	1,204	3,251
58	食料、飲料品販売**	83	107	140	164	22	58	364	983
59	化粧品販売	115	145	186	215	52	139	1,873	5,057
60	燃料販売(除くL Pガス販売)	177	214	261	293	79	213	312	842
61	ガソリンスタンド	165	184	205	218	682	1,841	1,204	3,251
62	家具、衣類、文房具、食器、荒物、時計、楽器、その他雑貨品販売*	97	124	161	187	52	139	208	562
63	デパート、スーパーマーケット**	68	87	112	129	52	139	1,873	5,057

リスク区分		P L保険制度				リコール特約	
コード	名称	S型 支払限度額 5千万円	A型 支払限度額 1億円	B型 支払限度額 2億円	C型 支払限度額 3億円	限定補償 支払限度額 3千万円	充実補償 支払限度額 3千万円

販売業（除く輸入業・除く表示製造業）（続き）

販売業（除く輸入業・除く表示製造業）（続き）

64	建設・鉱山・農業用機械・器具販売	328	433	571	674	79	213	278	751
65	自動車、自動二輪車販売	693	921	1,224	1,448	306	827	—	—
66	自転車販売	564	750	998	1,180	306	827	—	—
67	医薬品（除く生葉、漢方薬）販売	2,053	2,717	3,599	4,249	—	—	—	—
67	生葉、漢方薬販売	2,053	2,717	3,599	4,249	—	—	—	—
67	医療用計測器・電子応用装置販売	222	292	385	452	134	361	2,007	5,419
67	医療用具・器具販売(体内、体腔内に一時的に挿入されるもの)	229	304	403	477	134	361	603	1,628
67	医療用具・器具(体内、体腔内に挿入されないもの)、衛生材料等販売	229	304	403	477	134	361	603	1,628
67	体内移植用医療機械・器具・材料販売	2,053	2,717	3,599	4,249	134	361	603	1,628
6A	石けん、洗剤販売	281	365	475	554	134	361	1,873	5,057
6A	肥料販売	147	179	219	248	134	361	203	548
6A	建築材料販売	80	98	121	137	134	361	512	1,382
6A	建築部品・ユニット販売	80	98	121	137	134	361	1,397	3,772
6A	圧縮ガス、液化ガス販売	756	962	1,231	1,425	134	361	312	842
6A	プラスチック・合成ゴム半製品販売	151	192	245	284	134	361	1,873	5,057
6A	動物用医薬品等販売	897	1,025	1,175	1,273	134	361	1,397	3,772
6A	接着剤販売	288	366	469	543	134	361	1,873	5,057
6A	タイヤ、チューブ販売	125	160	204	236	134	361	1,873	5,057
6A	プラスチック・ゴム製品販売	113	145	185	214	134	361	1,873	5,057
6A	石油・石炭製品販売	151	192	245	284	134	361	1,873	5,057
6A	塗料、インキ販売	260	329	419	485	134	361	1,873	5,057
6A	農薬、殺虫剤、殺菌剤販売	260	329	419	485	134	361	1,873	5,057
6A	その他の化学製品販売	260	329	419	485	134	361	1,873	5,057
6A	釘、ボルト、ナット、リベット、ねじ等販売	25	30	37	41	134	361	278	751
6A	ガスボンベ、エアゾール缶販売	50	61	74	83	134	361	278	751
6A	金属パイプ加工品販売	50	61	74	83	134	361	278	751
6A	火薬類、花火販売	335	426	545	631	134	361	1,873	5,057
6A	その他の鉄鋼、非鉄金属、同製品販売	50	61	74	83	134	361	854	2,306
6A	貴金属製品販売	10	13	16	19	134	361	208	562
6B	飼料販売	220	247	276	294	134	361	203	548
6B	電気照明器具・電球販売	261	322	398	454	134	361	315	851
6B	映像・音響機械・器具販売	261	322	398	454	134	361	315	851
6B	家庭用動力付工具販売	362	457	580	670	134	361	1,204	3,251
6B	業務用冷暖房装置、換気装置販売（電気によるもの）	165	202	247	280	134	361	785	2,120
6B	業務用冷暖房装置、換気装置販売（ガス・石油によるもの）	580	715	888	1,011	134	361	312	842
6B	冷凍装置・設備販売	704	838	1,003	1,117	134	361	785	2,120
6B	レジャー用乗用具販売	568	755	1,005	1,189	134	361	1,309	3,534
6B	事務用機械・器具（除く電子応用・通信機器・器具・装置）販売	265	353	470	556	134	361	785	2,120
6B	眼鏡販売	238	314	415	490	134	361	208	562
6B	コンタクトレンズ販売	238	314	415	490	134	361	603	1,628
6B	運動用品販売	482	644	859	1,018	134	361	315	851
6B	小児用玩具・遊戯具販売	265	353	470	556	134	361	315	851

〈売上高100万円あたり〉

コード	名称	PL保険制度				リコール特約	
		S型 支払限度額 5千万円	A型 支払限度額 1億円	B型 支払限度額 2億円	C型 支払限度額 3億円	限定補償 支払限度額 3千万円	充実補償 支払限度額 3千万円
販売業（除く輸入業・除く表示製造業）（続き）							
6B	家具販売	62	80	103	120	134	361
6B	繊維機械販売	328	433	571	674	134	361
6B	靴、履物販売	121	161	212	251	134	361
6B	発電・送電・配電用機械・器具販売	127	156	193	220	134	361
6B	電子部品、デバイス販売	146	187	239	277	134	361
6B	電池販売	242	289	346	386	134	361
6B	動物用医療機械・器具販売	80	92	106	114	134	361
6B	理化学・光学機械・器具、レンズ販売	117	149	191	222	134	361
6B	自動車、自動二輪車用駆動・制動部品販売	249	331	440	520	134	361
6B	鉄道車両、同部品販売	195	259	344	407	134	361
6B	船舶、同部品販売	1,106	1,471	1,955	2,313	134	361
6B	産業用運搬車両販売	692	920	1,224	1,448	134	361
6B	金属加工・工作機械、プラスチック加工機械販売	328	433	571	674	134	361
6B	繊維、皮革、同製品販売	44	57	74	86	134	361
6B	食品加工機械販売	328	433	571	674	134	361
6B	木工機械販売	328	433	571	674	134	361
6B	パルプ・製紙機械、印刷・製本・紙工機械販売	328	433	571	674	134	361
6B	包装・荷造機械販売	328	433	571	674	134	361
6B	化学機械販売	328	433	571	674	134	361
6B	その他の産業用加工・工作機械販売	328	433	571	674	134	361
6B	ベアリング販売	212	261	323	368	134	361
6B	バルブ、パッキン、ガスケット販売	212	261	323	368	134	361
6B	昇降機、荷役・運搬機械（除く車両）販売	212	261	323	368	134	361
6B	サービス機械（自動販売機、娯楽機械等）販売	212	261	323	368	134	361
6B	消火装置、消火器販売	212	261	323	368	134	361
6B	交通信号・保安装置、防犯・防火・警報装置販売	212	261	323	368	134	361
6B	電子応用（除く医療用）・通信機械・器具・装置販売	212	261	323	368	134	361
6B	計量・計測・試験・分析機械・器具販売	212	261	323	368	134	361
6B	その他の機械・器具販売	212	261	323	368	134	361
ZB	パルプ、紙、紙製品販売	20	25	31	35	134	361
ZB	木材林業、木材、木製品販売	50	61	74	83	134	361
ZB	窯業、土石製品、研磨材販売	74	95	122	142	134	361
ZB	マッチ、ライター等販売	335	426	545	631	134	361
ZB	看板、標識等販売	46	56	67	76	134	361
ZB	人体保護用器具・装置(ヘルメット、防毒面、救命具等)販売	482	644	859	1,018	134	361

* 他のリスク区分に該当するものを除きます。

**医薬品・医薬部外品・医療用具・食品・農薬には效能不発揮損害不担保特約が付帯されます。薬局・薬店は本制度ではご契約の対象となりません。

医薬品・医薬部外品・一部の医療用具には医薬品等に関する特約が付帯されます。

○リース・レンタル業についての、リース・レンタルする生産物に対応する販売業の保険料率を適用します。（加入依頼書のリスク区分コード欄には販売業のコードを記入します。）

輸入業者または表示製造業者^(注1)に適用される保険料率

○加入者（被保険者）が輸入業者または表示製造業者^(注1)である場合、「販売業」のリスク区分・保険料率を適用せず、「製造業」のリスク区分（O1～J9）・保険料率を適用してください。

（加入依頼書のリスク区分コード欄にも当該製造業のリスク区分コード（O1～J9）を記入してください。）

○なお、同一被保険者で、当該被保険者が「輸入業者（または表示製造業者）」である生産物と「単なる販売業者」である生産物が混在している場合には、加重平均により保険料率を求めてください。

（加入依頼書のリスク区分コード欄には主たる製品のリスク区分コードを記入してください。）

（注1）「輸入業者」とは当該生産物を輸入した者、「表示製造業者」とは、当該生産物の製造業者または輸入業者として当該生産物に氏名等の表示をした者、その他当該生産物の製造、流通の実態等により製造業者とみられるような表示をした者（OEM 製品、プライベートブランド製品等の販売業者）をいいます。（PL法第2条第3項参照）

業種別料率表

〈売上高100万円あたり〉

リスク区分		P L 保険制度				リコール特約	
コード	名称	S型 支払限度額 5千万円	A型 支払限度額 1億円	B型 支払限度額 2億円	C型 支払限度額 3億円	限定補償 支払限度額 3千万円	充実補償 支払限度額 3千万円

工事・作業の請負

工事・作業の請負

71	大工工事、住宅内装工事、家具修理	179	211	251	279	—	—
72	ビル建設(含む増改築)、ビル内装工事、屋内電気配線工事、昇降機設置・修理	349	421	511	574	—	—
73	スプリンクラー、給排水管設置・修理	837	1,009	1,226	1,377	—	—
7A	自動車・自動二輪車等整備・修理	1,016	1,221	1,477	1,656	—	—
7B	その他の機械類設置・整備・修理	1,016	1,221	1,477	1,656	—	—
76	ビル外装工事、換気装置設置・修理	431	542	684	787	—	—
77	ビル付属鉄骨物設置・修理	723	915	1,164	1,344	—	—
7C	道路工事、上下水道工事、橋梁工事、地下鉄等地下工事、道路舗装および軌道敷設工事、鉄道新設工事、道路・鉄道等の改修・復旧または維持	671	835	1,046	1,197	—	—
7D	道路標識・道路表示工事、信号装置設置・修理	671	835	1,046	1,197	—	—
7E	消毒、病害虫駆除	671	835	1,046	1,197	—	—
79	ガス管設置・修理	1,364	1,709	2,155	2,475	—	—
80	冷暖房装置設置・修理(除くガス・石油によるもの)	3,768	4,407	5,181	5,705	—	—
81	冷暖房装置設置・修理(ガス・石油によるもの)	9,397	11,046	13,056	14,426	—	—
82	冷凍装置設置・修理	4,969	6,044	7,402	8,360	—	—
83	家庭用電気機械・器具設置・修理、アンテナ工事、送電線工事、発電機設置・修理	1,948	2,388	2,947	3,344	—	—
8A	ダム・堤防工事	3,861	4,835	6,094	6,999	—	—
8B	造園工事	3,861	4,835	6,094	6,999	—	—

※料率表中の、リコール特約料率欄が「—(非表示)」となっている業種は、リコール特約を付帯できません。

<引受不可業種について>

○旅館・ホテル業、クリーニング業、理容美容業、浴場業、清掃業、ビルメンテナンス業、駐車場業、情報サービス業、専門サービス業*、産業廃棄物処理業等のサービス業など、以下に記載の業種については、本制度ではご契約の対象となりません。

<引受不可業種>

➡衣服裁縫修理業、医療業(診療所、病院、歯科診療所、歯科技工所)、印刷関連サービス業、運送業、運輸に付帯するサービス業、映画・ビデオ制作業、エステ業・エステ類似業、LPG圧力点検業、LPG販売業、園芸サービス業、オートガススタンド、オペレーター付リース・レンタル業(オペレーター付でないリース・レンタル業は引受可)、学術研究、家事サービス業、冠婚葬祭業、看板書き業、教育、クリーニング、鉱業、航空運輸業、航空機部品製造、広告業、古紙回収業、娯楽業、梱包作業、採石業、産業廃棄物処理業、産業用設備洗浄業、歯科技工士、歯科材料製造(歯科技工士業)、自動車解体業、地盤調査、社会福祉、社会保険、車検代行業、砂利採取業、情報サービス業、消防用設備等保守業、白蟻防除作業(瑕疵保証リスク)、人材派遣業、水運業、水道業、スプリンクラー保守点検、清掃業、設計業務(除く建築士事務所)、洗濯業、専門サービス業(注1)、倉庫業、葬祭業、測量業、ソフトウエア、たばこ製造、築炉工事業、地質調査、駐車場業、調査業、通関業、鉄道業、電気・ガス・熱供給、道路貨物運送業、道路旅客運送業、時計修理業(修理専門)、土地(地盤)改良業、土地造成工事業(注2)、農業サービス業(園芸サービス業を除く)、履物修理業(修理専門)、はつり・解体工事業、ビルメンテナンス業、武器製造、不動産業、分析・研究・調査・設計業、ペットトリミング業、ペット販売、ペンション経営、放送業、保健衛生、翻訳業、薬局(医薬品販売)、浴場業、理容業(含む美容業)、旅館経営、林業サービス業、臨床検査技師

(注1) 専門サービス業とは、法律事務所、特許事務所、公認人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、獣医業、測量業等土木建築サービス業、デザイン業、著述家、芸術家業、個人教授所(学習塾等)、建築設計業(建築家)、社会保険労務士事務所(社会保険労務士)、経営コンサルタント業、不動産鑑定業、行政書士事務所等をいいます。

(注2) 土地造成工事業は、継続契約のみ引受可、新規契約は引受不可。

○該当するリスク区分が不明な場合は、引受保険会社にお問い合わせください。

○複数のリスク区分に該当する場合には保険料率を売上高により加重平均します。